

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 五條市 (29207) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 白銀地区 (百谷集落、赤松集落、湯川集落、平沼田集落、奥谷集落、西新子集落、夜中集落、唐戸集落、鹿場集落、八ツ川集落、小古田集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年12月20日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・少子高齢化等により将来の担い手確保が困難となりつつある。
- ・山間部に位置する地域であるため急こう配な農用地も多く、農業の効率化を図らなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・名産である柿等、収益性の高い果樹栽培が主流であり、今後はSS(スピードスプレーヤー)や加工処理施設の導入等による農作業の効率化を進め、更なる収益性向上を図る。
- ・担い手不在により離農する農家が所有する農地については、柿部会所属の農家等、家族とは異なる後継先も含めて次の担い手の確保を積極的に行い、地域全体の農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 626.28 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 626.28 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農業を担う者が耕作する農用地以外に、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農用地等も優先的に保全管理する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| ・後継者不在の農用地について、柿部会等の地域の中心的な農業者、又は、参入を希望する若手の新規就農者に集積する。 ・適切な集積に資するよう、市は新規就農者の厳密な認定に努める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| ・上記の集積に当たっては、農地中間管理機構を活用した手続きを基本とする。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| ・特になし。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・外部人材の受入れ等による新たな担い手の確保に努め、高齢化に伴う地域内の後継者不足を予防するとともに、当該人材の地域への定着を図るため、柿部会等の地域コミュニティに溶け込みやすい環境の維持等に努める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| ・特になし。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|---|--|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用し、農用地及び農業用施設(農道、水路等)の保全管理を行う。
- ・SS(スピートスプレーヤー)や加工処理施設の導入を検討し、農作業の効率化を図る。